

1. 会社が退職金を当該事業の勞工退職準備金監督委員会の専用口座に拠出する場合の限度額の計算方法について(財政部台北国税局-2014/7/17)
2. 輸出した製品を海外現地で廃却する場合、備えるべき証憑について(財政部中区国税局-2014/7/14)
3. 営利事業所得税の移転価格に関する調査の対象抽出作業が間もなく行われるが、調査前に自主的に追加納税すれば罰則が免除されることについて(財政部南区国税局-2014/7/11)
4. 営業人が翌期の統一發票を前倒して使用する場合、徴収機関の承認を受けてから發票した期に売上を計上し申告する必要がある。(財政部高雄国税局 -2014/7/10)
5. 営利事業者の証憑の保存について、会計年度の決算手続き終了後少なくとも5年間保存しなければならない。(財政部台北国税局-2014/7/1)
6. 復査、訴願及び行政訴訟提出の法定期間の規定について(財政部台北国税局-2014/6/30)

公表元	財政部台北国税局
テーマ	会社が退職金を当該事業の勞工退職準備金監督委員会の専用口座に拠出する場合の限度額の計算方法について
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、営利事業者が行う勞工退職準備金の積立、または勞工退職金もしくは年金の保険料の拠出は、所得税法第33条第1項の限度額の計算による必要がある。</p> <p>財政部2011年3月21日台财税字第09900541850号令によると、営利事業者は2010年7月1日以降に労働基準法56条により継続的に積み立てる勞工退職準備金は、勞工退職金条例の施行後も労働基準法の退職制度を継続的に適用することを選択した当該営利事業者の従業員が、当法令に従い拠出する退職準備金(旧制度)と合わせて計算すべきである。また、勞工退職金条例の退職金制度を適用する従業員が当該条例により拠出する勞工退職金または年金保険料(新制度)は、所得税法第33条第1項により、毎年当年度の支払給与総額の15%を限度に費用として計上する。</p> <p>当局の説明では、ある営利事業者が2011年度の営利事業所得税の決算申告案を調査した際、当年度の支払給与総額は1,000万円で、当年度に拠出(新制度)及び積立(旧制度)した退職金100万円の他に、過年度(旧制度)の積み立て不足の金額300万円を追加で積み立て、勞工退職金条例第13条により積み立てた勞工退職準備金として専用口座に預けたため、費用として計上できると主張した。しかし、上記の解釈令により2005年7月1日から2010年6月30日までに積み立てた勞工退職準備金のみ金額の制限を受けないこととされるため、再計算された退職金の上限は150万円(1000万円*15%)となり、限度額を超過する250万円は否認され、合計42.5万円の税金が追徴された。</p> <p>当局は労働退職金新制度の拠出による退職金であれ、旧制度の積立による退</p>

	職金であれ、徴収と納付における争議を避けるため、その限度額の計算方法は上記の規定に従うべきであると喚起している。
公表日	2014/7/17

公表元	財政部中区国税局
テーマ	輸出した製品を海外現地で廃却する場合、備えるべき証憑について
公表内容	<p>財政部中区国税局大屯徴収所によると、営利事業者が国外にある商品、原料、材料または製品が期限切れ、変質、破損などの原因により現地で廃棄する必要がある場合、営利事業所得税査核準則第 101 条の 1 により処理する以外に、事前に明細及び廃棄理由を用意し徴収機関に報告した後、徴収機関の調査認定のために、海外現地の公認会計士に廃却への立会及びサイン付きの証明を依頼するか、国外の公証機構に廃却への立会を依頼し、関連証明文書を取得する必要がある。</p> <p>当該徴収所のより詳細な説明によると、国外現地での廃却について具備すべき証明文書は下記を含む：</p> <p>一、海外現地の公認会計士に廃却への立会及びサインを依頼する場合、海外現地の公認会計士の資格を証明できる身分証明文書、会計士がサインした廃却明細表、監査報告書、棚卸及び廃却立会を確実に行った記録及び過程を証明できるビデオまたは写真を取得し、所在地の中華民国在外公館またはその他中華民国政府が認可する機関の公証を取得する必要がある。</p> <p>二、国外公証機構または検査機構に廃却への立会を依頼する場合、当該公証機構または検査機構の身分を証明できる文書、廃却明細表、棚卸及び廃却立会を確実に行った記録及び過程を証明できるビデオまたは写真を取得し、所在地の中華民国在外公館またはその他中華民国政府が認可する機関の公証を取得する必要がある。</p>
発布日期	2014/7/14

公表元	財政部南区国税局
テーマ	営利事業所得税の移転価格に関する調査の対象抽出作業が間もなく行われるが、調査前に自主的に追加納税すれば罰則が免除されることについて
公表内容	<p>財政部南区国税局によると、所得税法及び移転価格調査準則などの関連法令により、関連者取引を行う営利事業者が、一定の条件に合致して移転価格報告書の作成を免除され、その他の文書によることができる場合を除き、徴収機関の調査のため、取引を行った年度の所得税決算の申告時に移転価格報告書を備え置く必要がある。</p>

	<p>当局のより詳細な説明によると、2013 年度営利事業所得税の移転価格に関する調査の対象抽出作業が間もなく行われるので、まだ移転価格報告書を用意していない営利事業者は早めに用意するべきである。また、営利事業者が関連企業との取引について独立企業間価格原則に違反する状況があるかを自らチェックし、所得税決算申告時に規定に基づき調整する必要がある。もし不注意により調整が行われていない場合、指摘される前または国税局の調査前までに自主的に追加申告納付する場合は、罰則が免除される。</p> <p>当局は、一旦調査が行われると規定により税金の追徴及び処罰が処されるので、営利事業者は罰則が免除される期間を把握し、移転価格の法令により処理されていないものは早めに自主的に追加申告、納付するよう喚起している。</p>
公表日	2014/7/11

公表元	財政部高雄国税局
テーマ	営業人が翌期の統一発票を前倒しで使用する場合、徴収機関の承認を受けてから発票した期に売上を計上し申告する必要がある
公表内容	<p>財政部高雄国税局が会社の経理担当から問い合わせをうけたところ、当期の統一発票を使い切ったので、翌期の統一発票を使用してもよいかという内容であった。</p> <p>当局によると、営業人が当期の統一発票を使い切り、翌期の統一発票を前倒しで使用したい場合、税法の規定に違反しないよう、徴収機関の承認をもらい、発票した期に売上額を申告する必要がある。</p> <p>当局の説明によると、統一発票使用弁法第 21 条によると、「当期の統一発票ではないものは発行使用してはならない。但し、主管の徴収機関が承認した場合は、この限りではない。」また、財政部 1991 年 8 月 3 日台財税第 800274079 号の解釈令の規定によると、「営業人が翌期の統一発票を前倒しで使用するに際し、当期の統一発票を使い切ったという理由で、かつその他に違法な状況がないことが判明した場合、当該営業人に対し統一発票使用弁法第 21 条に従い、事前承認の申請が必要なことを通知し、租税徴収法第 44 条による罰則を免除する」。上記の規定によると、翌期の統一発票を前倒しで使用し、違法な状況がなければ租税徴収法第 44 条による罰則が免除されるが、その次期の統一発票を前倒しで使用し発行した売上金額は、やはり当期の営業税として申告納付すべきである。</p> <p>当局は、営業人が当期の統一発票を使い切ったために翌期の統一発票を前倒しで使用する場合、法律違反による処罰を避けるため、徴収機関への事前承認の申請をし、売上額を当期に申告するよう喚起している。</p>
公表日	2014/7/10

公表元	財政部台北国税局
テーマ	営利事業者の証憑の保存について、会計年度の決算手続き終了後少なくとも5年間保存しなければならない
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、税務徴収機関営利事業会計帳簿証憑管理弁法第27条により、営利事業者の証憑の保存は、会計年度決算手続き終了後少なくとも5年間保存しなければならない。</p> <p>当局は、甲社が2007年1月から2008年12月までの期間に、貨物販売について規定に基づき統一発票を発行せず、営業税及び営利事業所得税が漏れる恐れのある案件を受理した。甲社に当該期間の帳簿証憑を提出するよう通知したものの、当該会社は提出できなかった。当局は、甲社が規定通り2007年1月から2008年12月までの期間の仕入、売上証憑を保存していないことから、当該金額を合計18,000,000元と確定し、規定通り証憑を保存していないことに関する罰金を18,000,000元の5%の900,000元とした。当該罰金の処分書は2012年7月25日に甲社に届いた。甲社はこれを不服とし、当該罰金の処分書は2012年7月25日に届いたので、その審査確定期間は当該処分書の到着後、即ち2012年7月25日から5年を遡り、2007年7月26日から2008年12月31日までの期間の提出していない仕入、売上証憑の範囲内の処罰とすべきであり、2007年7月25日以前の部分は5年の法定保存期間を超過しているため処罰すべきではないと主張し、復査を申請したが、却下された。また、当該会社はさらにこれを不服とし、訴願、行政訴訟を提起したが、同じく却下された。</p> <p>当局の説明によると、税務徴収機関営利事業会計帳簿証憑管理弁法第27条第27条第1項により、営利事業者の各会計証憑は、永久保存すべきものまたは未解決の会計事項の帳簿を除き、会計年度決算手続き終了後少なくとも5年間保存しなければならない。税法上では「会計年度決算手続き終了」を明確に定義していないので、一般には証憑保存は少なくとも5年間と言う規定は知られていても、その5年間の起算時点は不明確であり、営利事業者が休眠、移転または倉庫不足などの理由で、規定通り保存していなかったためにこのような状況が発生した。</p> <p>当局の指摘によると、仕入、売上証憑は営利事業者の帳簿処理、営業税申告及び営利事業所得税申告の根拠であり、証憑保存の目的は「税務申告納税を完了した後、新たな事実の発見による再審査」を確保するという機能がある。現行の所得税法では、営利事業者は毎年5月1日から5月31日までの期間に営利事業所得税を確定申告するため、証憑保存期間の5年の起算時点は、証憑の取得または交付日ではなく、営利事業所得税を確定申告した日となる。上記の案件を例とした場合、甲社は2008年5月31日に2007年度の営利事業所得税を確定申告した。従って、2007年1月から7月までの仕入、売上証憑の保存期間は2008年6月1日から5年、すなわち2013年5月31日までである。よって、当局が確定した甲社の2007年1月から2008年12月までの期間について規定通り証憑を保存しなかったことに関して2012年7月25日に甲社に</p>

	到着した罰則の処分書は時効を超過しておらず、当初の処分は違法ではない。当局は法令違反により罰則を避けるため、営業人の仕入、売上証憑の保存規定について注意喚起している。
公表日	2014/7/1

公表元	財政部台北国税局
テーマ	復査、訴願及び行政訴訟提出の法定期間の規定について
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、納税義務人は税務徴収機関からの税金追徴通知書を受領したものの、当該確定税金の処分に対し不服がある場合、行政救済手続により、復査、訴願及び行政訴訟を提起し、関連機関に再審査を要求することができるが、法定の救済期間内に申請する必要がある。</p> <p>当局の説明によると、税務徴収法第 35 条により、納税義務人は確定税金の処分に対し不服がある場合、規定の様式に基づき、理由を記述し、証明資料を添付し、規定の期間内(確定税金追徴通知書の到着または納税書到着後、納税期間満了の翌日から 30 日以内)にもととの税務徴収機関に復査を申請する。また、復査の決定に対して不服がある場合、復査の決定書が到着した翌日から 30 日以内に、訴願書を準備し、もともとの税務徴収機関を経由して訴願の管轄機関へ訴願を提起する。もし訴願の決定に不服がある場合、訴願の決定書の到着後 2 か月以内に管轄の高等行政裁判所に行政訴訟を提起する(但し、訴訟金額が 40 万元以下の簡易訴訟手続を適用する場合、管轄地方裁判所の行政訴訟庭に行政訴訟を提起する)。行政裁判所の判決に不服がある場合、判決書の到着後 20 日以内に最高行政裁判所に上訴を提起する(簡易訴訟手続を適用する場合、管轄の高等行政裁判所に上訴を提起する)。</p> <p>当局によると、管轄内にある甲社の営利事業所得税確定申告の確定通知書の更正(追加納税がない)について、2014 年 2 月 27 日に合法的に到着した。税務徴収法第 35 条第 1 項により、復査の申請期限は 2014 年 3 月 29 日(当該日は土曜日のため、同月の 31 日へ延長)である。しかし、甲社は 2014 年 4 月 3 日に復査の申請を行い、申請の法定期間を超過しているため、当局は手続に適合していないことを理由に、当該復査の申請を却下した。</p> <p>当局は、「手続に適合しなければ、実体は追究されない」との原則に基づき、納税義務人は確定税金の処分に対し不服がある場合、申請期間超過による行政救済の権利を喪失することを避けるため、法定救済期間内の申請に注意するよう特別に呼びかけている。</p>
公表日	2014/6/30

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	1/31	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各類所得票資料申告 (毎年1月に3日間以上の連続休暇がある場合、申告期間は2月5日までに延長)
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第4四半期(前年度の10-12月)の営業税納付
5/1	5/31	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第1四半期(1-3月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第2四半期(4-6月)の営業税納付
9/1	9/30	1. 営利事業所得税の中間納税申告 2. 小売棚卸計算法の使用申請 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第3四半期(7-9月)の営業税を納付
毎月 1日	毎月 15日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1日	奇数月 の15 日	営業人が前期(前2か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前1か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司及び財團法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young, Taiwan
All Rights Reserved.

APAC no. 14001403

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan